

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成25年5月21日（火）午後3時から午後5時

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 高 橋 徹（横浜地方裁判所第2刑事部部総括裁判官）

裁判官 佐 藤 基（横浜地方裁判所第2刑事部裁判官）

検察官 鈴 木 陽 子（横浜地方検察庁検察官）

弁護士 青 木 康 郎（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 20代 女性 アルバイト （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代 女性 職業の公表は希望しない
（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 女性 職業の公表は希望しない
（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性 職業の公表は希望しない
（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 男性 自営業 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 女性 会社員 （以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 2人）

議事要旨

（司会者）

それでは、これから裁判員経験者と法曹三者との意見交換会を始めさせていただきます。

私は、第2刑事部に所属しております高橋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

今日の司会を務めさせていただきます。

本日は御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

6名の裁判員経験者の方に参加していただきまして、あと法曹三者ということで、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁、横浜弁護士会を代表して裁判官、検察官、それから弁護士の方の1名ずつに参加していただいております。

最初に、この会の趣旨を改めてということになりますけれども、御説明をさせていただきます。

裁判員制度は施行から本日でちょうど4年を迎えました。

この間に裁判員として参加していただいた多くの国民の方々と法曹関係者の熱意や努力により、わが国の刑事司法の重要な一翼を担う制度として定着しつつあるように思います。

その一方で、運用面を中心として改善すべき点も少なくないものと考えております。

そこで本日は裁判員経験者の方々から様々な点について意見や感想をお聞きしてよりよい制度にしていくための貴重な参考とさせていただきたいと思っております。また、裁判員経験者の方々からは、これから裁判員となるべき一般の県民ないし国民の方々に対してもメッセージを伺えればと、発信していただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに御出席の皆様から簡単に自己紹介をお願いいたします。

最初に立場上、私から話をさせていただきますが、この横浜地方裁判所の第2刑事部で部総括判事を務めております高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

3年前の平成22年6月に高等裁判所からこちらに異動してまいった関係で、裁判員裁判は横浜で初めて担当させていただくことになりました。

従って、裁判員裁判を担当するようになって3年弱ということになります。

その間に、実は昨日まで裁判員裁判をしておりまして、ちょうど昨日、判決に至ったところですが、合計しますと36件の裁判員事件について判決に至って

おります。

これまでの担当事件で最長のものは、選任手続きを含めて8日間、最短のものが3日間という日程で行いました。

裁判員裁判を開廷するたびに、裁判員の方々からこれまで気付かなかった視点から御意見を伺いまして、目を見開かされる思いをしたことがたくさんございます。

本日も貴重な御意見を伺うことを楽しみにしておりますので活発な意見交換会となりますようよろしくお願いいたします。

次に三庁会の出席者から所属やお名前のほか、これまでの裁判員裁判の担当件数あるいは若干の印象等をお話いただければと思っております。

それではまず裁判官からお願いいたします。

(裁判官)

こんにちは。裁判官の佐藤と申します。

所属は第2刑事部でございます。この4月に横浜にまいりました。

裁判員裁判の経験といたしましては、裁判員裁判が発足した翌年の3月までに6件担当いたしました。その後3年を経て横浜に来て、つい昨日までの裁判員裁判で7件目となります。期間につきましては、一番長かったのは5日間、短かったのは4日間でした。

従前の裁判官裁判の時代に比較すると、裁判員裁判は、私どもが考えていない角度や視点から様々な意見をいただけて、重厚なお話し合いの中で最終的な結論に至ることができると感じています。

これも、この制度の成果ではないかと思っております。

本日も皆さまからこれまでの御経験の中でいろいろと感じたこととお話しいただいて、より良い裁判員裁判に向けて私どもも努力して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

検察官、お願いいたします。

(検察官)

はい、横浜地方検察庁の公判部に所属しております検察官、鈴木でございます。
本日はよろしくお願ひいたします。

私は裁判員制度が始まった平成21年度にさいたまの方で4件ほど裁判員裁判を経験しました。

その後、去年の4月から横浜でずっと裁判員裁判を担当させていただいてまして、昨日までで全部で17件経験がございます。

このような裁判員を経験された方との意見交換会に出席したのは、今日が初めてでございます。結構みなさん楽しみに来ましたというような、いままでの意見交換会で発言されている方が、御意見を頂戴するのが楽しみだとおっしゃっている方が多いようですが、私は、今日は実は非常に緊張しております。法廷よりも全然緊張しておりますが、率直な御意見を賜りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

(司会者)

弁護士の方よろしくお願ひいたします。

(弁護士)

横浜弁護士会所属の弁護士の青木です。よろしくお願ひします。

私は、裁判員裁判は3件しか担当したことはないのですが、まあ弁護士ですので民事事件が主だったりする部分もあるので、裁判員裁判をたくさんやってるわけではないんですけども、期間としては4日間が一番長くて、それが2回あった、あと1回は3日間と、比較的短い期間の裁判員裁判を担当させていただいたことがあります。

実は、半年ぐらい前にこの座談会で意見交換会のほうに出させていただいたことがありまして、いろいろな意見が聞けて、非常にためになったなと思っておりますので、今日もいろいろな御意見を伺えることを楽しみにしているところです。よろしくお願ひします。

(司会者)

それでは、続きまして裁判員経験者の方から番号順に簡単で結構でございますので、担当した事件の罪名とか概要、あるいは選任から判決までの日数等について、覚えておられる限りで正確でなくても結構でございますが、御紹介いただいた上で、裁判員としての御経験を踏まえた若干の所感といいますかコメントなどについて、もしお話いただけることがあれば、お伺いしたいと思います。一番の方お願いいたします。

(1番)

私は強盗致傷の事件で裁判員を経験させていただきまして、事件としては強盗致傷で怪我也そんなに大きいものではなかったもので、あまり生々しい事件ではなかったんですけれど、判決の量刑でしたので精神的負担が比較的少ないといえ少くない事件だったのかと思うんですけれども、そちらの方で経験いたしました。

裁判員というのをそれまで考えたこともなくて、ニュースとかで見ても遠い世界の話と思って考えていたら、突然1年ぐらい前に候補になりますよと舞い込んできて、それもあまり読まずに置いてしまったんですけれども、その後1年後ぐらいに本当に候補になってしまいましたというのが来て、そのときにもまた意識があまりなく周りにも来ちゃったよくらいの話をしていたんですけれども、いざ選ばれて突然見知らぬ人たちと意見を交換しつつ、どんどん顔合わせてみていって、どんどんどんどんと事件を知っていくというところを経験して、その事件自体が亡くなったとかそういうことがない事件でしたので、比較的ソフトに入っていたんですけれども、被告人の方が2人いたんですけれども同世代だったということもあって、だんだん自分の人生とも重なってきてしまって、日を追うごとに軽いと思ってしまっていたのに胃に石が溜まっていくような日々を送り、最後まで過ごすことができました。

その後も私の周囲に裁判員経験者というのが、友達も、友達で経験したのはあなたが初めてと全員に言われる状態で、まだ周りとしては少ない印象のものなんだっ

で感じているんですけれども，なるべく周囲には，その時の気持ちなんかを話しながら，来るかもしれないよと話しています。そんな形です。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは2番の方，お願いをいたします。

(2番)

よろしくお願いします。

私，実は3番さんと同じ事件を担当させていただいたんですけど，現住建造物放火未遂というのがあって，それ自体初めて聞いた言葉なんですけども，やはり被告の方が年齢が近いということもあって，だんだん自分と重ね合わせてしまう部分もあって，ちょっと辛かったっていうのが本音なんですけども，結果的にはきっと良い経験をさせていただいたんだろうなっていう，なるべくポジティブに考えるようにはしたんですけど。

とにかく最後の方は，もう参加させてもらって良かったっていう思いにすり替わってきたので，それがちょっと救いだっただけなあっていうのがあります。

ちょっとどういう刑になったかって細かく覚えていないんですけど，執行猶予をつける時にもこういう意見交換をするんだっていうのも，全然テレビでも見ないような意見の交換の仕方とかだったので，結構勉強にもなりましたし，そうですね，そう滅多にできる経験ではないので，とりあえずは良い経験をさせていただいたと思います。

すいません。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

日程的には手元の資料によりますと3日間。

(2番)

3日間ですね。

(司会者)

審理自体は3日間ということで、ありがとうございました。

それでは3番の方お願いいたします。

(3番)

よろしくお願いします。

今おっしゃってたのと同じ事件だったんですけれども、くじで当たる前は、どんな事件が当たる、もし当たったら、もし重たい事件が当たったらどうしようとか、そっちの方がすごく心配で、いざ来てみなさん同じだと思うんですけれども、まさか当たらないとっていて当たったので、心の準備もちょっとできていなくて、あわてた部分もあるんですけれども実際参加させていただいて、すごく言葉の一つ一つの重みを大事にされているっていうのが分かりましたし、今までテレビとかで裁判の事件とか映っていても人ごとのように見ていたんですけど、すごく身近なことなんだなというのが改めて分かって、本当に勉強になったなあっていうのが本当の気持ちでいます。

(司会者)

ありがとうございました。それでは4番の方。

(4番)

私は、今年なんですけど覚せい剤の売買という事件に当たったんですけど、3日ほどでしたけど、みんなやっぱり6人プラス裁判官がいて意見がまるで違うなど、こういう決め方なのかなとか自分でも思ったんですけど、まあ良い制度だと思うんですけど、だいたい1回回ってくると2回目はないというのは聞いた話なので、これが役に立つかっていうと、どうなのかなっていうのもあるんですけど。まあ、良い経験をさせていただきました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは5番の方。

(5番)

私の場合、わいせつ致傷ですか、本人も罪を認めておりましたので比較的楽なことだったと思うんですけども、ただもういろいろ、どうなんでしょうかね、裁判の中できつい面も見ましたので二度と経験したくないなと思いました。まあ、感想はそれだけです。

(司会者)

とりあえずの御感想。

(5番)

はい。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。お待たせしました。6番の方お願いをいたします。

(6番)

参加させていただいた裁判は、正式な名前はよくわからないんですけども放火ですね。

放火の事件で、やはり1番さんと同じように別に死傷者、亡くなった方が出たわけではなく、燃えたものも自宅、自分の、というか親の持ち物っていうことで、どっちかというところとちょっと何かあまり、まあ火事なので周りの人には確かに迷惑がかかるんですけども、被害があったのは本人家族だけってような案件ということもあって、そんなに重いつていう感じ、感想は持たなかったです。4日間ですね、やらさせていただいたんですけども、検察官の方の供述調書とか、あと証人の方の意見とか弁護士さんの御意見とか、結構つめつめというか4日間バッチリあったんですけども、その短い中で最後、自分が判決、裁判員の中で判決をどうしようって話し合うんですけども、やっぱりそれぞれの、検察の意見もあり、弁護士の意見もあり、証人の意見もありってことを自分の中でなかなか消化ができずに、その3日間の間で、一応こう意見交換時に言ってみるものの、家に帰ってあれでよかったのかなっていう思いをしました。終わった後も、もうちょっと半年近く経

ってしまったんで半分忘れちゃってるところもあるんですけど、しばらくは、あれって、まあ意見だけで判決が決まるわけではないので、そこまで重いという気はしなかったんですけど、あそこで、もうちょっと自分が意見言えば良かったなっていうような思い返しは、終わった後感じていました。でもあの、ぜんぜん裁判って本当にテレビの世界という意識があったので、本当に良い経験をさせていただいたということで、終わった後もテレビドラマの裁判もなんかすごい身近に思えたし、ニュースでも裁判の画面が出てくると、あっこんな感じだったなみたいな、そんな身近に感じることができました。あと一つ困ったのは、どこまでこのことを言っているのか、いけないのか、そこらへんがすごい困りましたね。周りの人も、やっぱりまだ、裁判員も何回か回数を重ねているのかも知れないですけど、まだまだ経験している人が周りでなくて、周りの人もちょっと腫れ物に触るような感じで聞いていいのか悪いのかっていう感じですし、こっちもどこまで話しているのか悪いのかって所があったので、もう少しそこら辺を明確にさせていただけると周りにも経験談が語れたのかなっていうような印象は持ちました。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、一渡りお話を御紹介いただきましたので、この後はちょっとこちらの方からテーマを絞りまして、いくつかの点について、お考えをお聞かせいただければと思っております。

また、最後のほうに触れられなかった点については、このことだけは言っておきたいっていうようなことが、もしございましたらですね、時間を取りたいと思っておりますので、そんな形で進行させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最初に皆様方、御経験いただいた事件で証拠調べをする方法といった点に焦点を当てさせていただきましてですね、それで、その分かりやすい審理というものを目標に検察官に御努力いただいているところではあるわけですが、そういった点についての御意見なり御感想なりを伺えればというふうに思っております。

たまたまですけれども、1番から3番の方の事件がですね証人、被害者を始めとしてですね証人に出てきていただいて審理をする事件だったように伺っております。

それで、4番から6番の方の事件について、証人が全然なかったわけではないようですけれども、事件そのものについては、基本的には証拠書類を中心とした審理だったかなというふうに、資料を拝見して理解しておりますが、そういった辺りについてですね、どのように受け止められたかを伺ってまいりたいと思います。

毎回1番の方からですとあれかなと思ひまして、ちょっと順番を変えさせていただきますが、3番の方の事件については、放火という御紹介をいただきましたが、被害者に当たる方が、これは奥さんになるわけですか、証人で出られた、2番の方も同じ事件だと思ひますが、そういった犯罪の被害にあわれた方を直接証人尋問という形でお聞きになってですね、どういった御感想をお持ちになったか、特に事件について具体的なイメージが湧いたかとかですね、ああこういう事件だったということが実感として、理解していただけたかどうかとかそういった点、あと逆にですね、証拠書類ですと手元に資料みたいなものが残るわけですが、そのいわゆる言いつばなし聞きつばなしになってしまってますね、あそこどうだったかみたいになって聞き落としてしまったとか、そういう点についてのメリットデメリット両面について、お考えがあればお聞かせいただければと思ひますが3番の方いかがでしょうか。

(3番)

はい3番です。私の担当した事件の場合は、奥様だったこともあって、感情はやっぱり直に伝わってきたっていうか、生の声ですので抑揚とかもありますし、私としてはすごく分かりやすかったっていうか、すごい飲み込めたっていうことがあったと記憶しています。

(司会者)

分かりました。2番の方はいかがでしたか。

(2番)

そうですね。やはり、あの立たれたのが奥様だったので、かといってかばう言い方とかするわけでもなく、本当に一言一言ちゃんと丁寧におっしゃられて、そこはとて自分じゃできないなっていう気持ちもあり、本当にしっかりと、その実際に起こしてしまったことを認め、さらにどうしてこうなったかっていうことについても自分をちょっと責めてる部分とかもあり、ちょっと情に入ってしまうところ、私自身が情に入ってしまうところとかもあったんですけど、基本的にはとても分かりやすく、写真とかも正直全てが怪しく見えてきて、感想を述べないといけないと思っても、全てが怪しく見えて、実際どう意見を述べればいいのか分からなかったりだとか、そういうちょっと不安なところもあったんですけども、やはりその法廷に立つ方がいるのといないのとじゃ、考え方とか感じ方とかも違うのかなっていうのはちょっと思います。

(司会者)

今の話の中で怪しく思ってしまったというのは、それはその証人の話は非常に訴えるものが。

(2番)

写真とかを見たときにどうしてこうなったかっていうのを詰めて考えていくときに、なんか本当は、ああだったのかなこうだったのかなって、いろいろ自分自身で考えてしまって、誰が正しい判断なのかが分からなくなったという感じですね。結構みんなが意見を出してくれる方だったので、まとまりとかはすごいあったと思うので、その面では救われてたと思います。

(司会者)

分かりました。

1番の方は、この事件については強盗致傷の被害者の方が証人でお越しいただいたということでしょうか。お聞きになってどういった御意見でしょうか。

(1番)

被害者の方で、先ほど被告の方も同世代だったんですけど、被害者の方も同世代

で手を怪我されたんですけれども、そのときのやりとりを、どのようにして手を怪我したかという話をされていて、非常に先ほど2番さん3番さんが感情がって言ったんですけれども、こちらの場合は被害者の方が他人なので大変緊張されているのが伝わってきて、最初は多分打ち合わせをしてきてお話されてるなっていうのが分かるぐらい、とても誠実なんですけど緊張されていて、まだ感情までも伝わってはこなかったんですけれども、しゃべってるうちに検察官の方とのやりとりが、ちょっと私にとっては意外だったんですけれども、割と問い詰めるような話し方を検察官の方がされまして被害者なんですけども証人の方がおびえてしまうというか、ちょっとそういうのが見えて、ただその後、結構彼の言葉なんだろうなというようなのが見えてきて、そういう意味で、すごく生々しく感じられました。

(司会者)

分かりました。

どなたでも結構なんですけれども、先ほど私申しあげた、直接話を聞けると同時にですね、文字に残らないものですから、あの時なんて言ったかとかですね、あるいは、そういったことを評議で御意見を述べていただく際にですね、ちょっとこう記憶があやふやになってしまうような、そういう御心配はなかったでしょうか。

だいたい印象に残って、その証人の印象なり記憶なりに基づいて、評議でも御自分でいわゆる状況なんかをイメージしながら評議には臨むことができたという、そんなに忘れちゃってよく分からないとか、そういうような御心配はなかったでしょうか。聞き逃してしまったというような。

(1番)

お話を聞いている間に、今も手元にあるようなメモを取らせていただくことができたので、まずメモを自分で取ったということと、あとその後、いったん休廷になったとき、会議室に戻って話し合いをするときに、必ず、その内容について裁判長、裁判官の方が話しを誰かしらトイレに行ってにしても、今考えてみると、そこに裁判長、裁判官の方が誰もいなくなるということがなかったもので、必ずお部屋に残っ

ている人がそういう話を投げかけて、たぶん確認ができるようにされてたのかなと、今は思います。だから、帰ってその時に皆さんが短い時間ですけど、ちょこちょこ言うので、それに対してここは聞き漏らしたなと書き足すこともできましたし、なので日数の間は残っていたと思います。

(司会者)

今申し上げたことについて、2番、3番の方は何か特別にあれば、どうぞ。

(3番)

私もメモを取って良いということだったのでメモを取って、評議の時に部屋に帰ってから話した時にちょっと私が勘違いをして皆さんもメモをとってらっしゃるので、それはそうじゃなかったよとすぐ教えてくださったので、あまり支障はなかったと感じました。

(司会者)

2番の方は、今申し上げたような点については特に。

(2番)

もうまったく、1番さんと3番さんと同じ境遇だったので休憩時間にも誰かしら関わっている方がいらっしゃったし、なのでそういう会話が途切れることもなかったもので、3日間という時間の中では、そのことを忘れるとか、そういうことはなかったですね。

(司会者)

分かりました。

それでは、反対に4番、5番、6番の方にお尋ねをいたしますが、事件の内容、事件そのものについては、証拠書類を御覧いただいて大体理解をしていただくという進め方であったと思いますが、そういった進め方について十分に理解していただけたかとか、あるいはもし、そういう形ではなく証人として来てもらったらどうだったかとかいうような辺りについて、御感想、御意見を伺えればと思いますが。6番の方。

(6番)

自分の場合は最初に申し上げたように放火の事件で、内容的にも全焼ということだったので、現場の写真、あとは周辺環境ですね。これくらい燃えて、これくらい家が近かったみたいな、そういう見取り図だったりとか、本当に現場に関する証拠写真だったりするので、それで十分判断できる、どういう状況で火事が起こったのか、火事が起こった後にどのような結果になったのかっていう現場の状況証拠については、それで十分だったなという気はしています。

(司会者)

5番の方いかがでしょうか。

(5番)

私の場合も3日間で終わったんですけども、証人は一人もいなかったと記憶しています。

でもあの、本人が認めているせいなのかもしれないですけども、どちらの証人も一人も出ないで刑期を決めるのも非常に嫌だな、分からないままに決めなければいけなかったのかな、というのは女性が男性について行って部屋まで行って殴られたとか、わいせつ行為をされたとか言ってるらしいんですけど、被害者のほうの証人は誰も来ませんし、加害者のほうは酔ってて何も分かりませんって言っちゃったし、そこで3年だ5年だでいいのかなっていう気持ちになりました。

そして証拠の写真を見せられたんですけども、あまり見たいものじゃないので、ああいうものは見なきゃいけないものなんではないかな。

(司会者)

怪我の状況とか。

(5番)

怪我とか。

(司会者)

現場の状況とか。

(5番)

ええ現場の状況ちゅうかね。非常にあれが、頭に残りましてね。後まで嫌な気になったんですよ。

(司会者)

そうですか、わかりました。4番の方はいかがでしょうか。

(4番)

私の場合は、覚せい剤の取引という現場を何か月かにもわたって、警察が写真その他の動画を撮っているわけですよ。

受け渡し場所も何箇所かあって、それだけの証拠がお金を渡して物を買ってというのが、テレビの世界じゃないですけど、だから証人はいらないでしょう、あそこまで完璧になっていけば。

逆に相手も認めざるを得ない、警察も何か月も張ってるんだなって、その場で捕まえるんじゃないかって何か月間にわたって、ずっと泳がしててっていうのを本当にやるんだなっていうのは思いましたね。あそこまで完璧に写真や動画を取られてたら、どうにもならないとは思いました。

(司会者)

手元の資料によりますと、今の薬物の密売の事件については、事件そのものではないわけですが、薬物の害悪について精神科医の方に証言で来ていただいたと。

(4番)

そうですね。はい。

結構、参考についていうか、神奈川県にそういう病院もあるんだなっていうのも初めて知りましたし、聞いたこともないじゃないですか、話を聞くと良くないのは当たり前で、ただそこに必ずしも入るのかっていったら、それも疑問じゃないですか。

ただではないので。いいものがあっても、じゃあ必ず行くわけではないので、あるよというだけのことで、その先の進展はないのかなと思いましたがね。

(司会者)

それから、5番の方の事件については、被害者の意見陳述という手続きがが行われたような資料になっているようですが。

(5番)

どういうことでしょう。

(司会者)

被害を受けたことによる心情ですね、その被害者になってどういう思いを今持っているかとか、そのときしたか、という心情を。

(5番)

いや、被害者はいなかったですけど。

(司会者)

そうですか。

(5番)

一度も出てこなかったです。

(司会者)

そうですか。場合によると、その心情について書面が読み上げられる。

(5番)

書面があったかもしれませんが。ちょっと記憶にないです。

(司会者)

分かりました。

(5番)

加害者が記憶がなくて、寝てしまって気がいたら警察にいたってという言い方をしていながら罪を認めているというのは、なんか矛盾してるなという気はしたんですけれどね。

(司会者)

それから6番の方の事件については、これは弁護士側証人ということになりますが、被告人の両親が。

(6番)

はい。

(司会者)

証人という形で出てきて被告人のために証言をした手続がありました。

(6番)

そうですね。

(司会者)

それについては、どんな御感想をお持ちですか。

(6番)

被害者が御両親だと思うんですね。家の持ち主が御両親ということで。

被告人を弁護する証人も御両親という、なんか矛盾した感じがしないでもなかったですね。

被害者であり、それはちょっと感じました。

それはどういうふうに量刑に入れ込んでいいのかっていうのは、非常に迷うところではありました。

(司会者)

分かりました。

それでは、この点については、この程度にさせていただきます。次にこれは1番の方だけに関係する問題なわけですが、特別な審理手続が行われた、資料によりますとですね、要するにいわゆる区分審理といいまして、他にもいくつか強盗ですかね、強盗だけではなかったようですけど事件があって、それについては既に裁判官3人だけで事実を認定しているという手続が先に行われまして、それを踏まえて全体の刑を評議していただくというような手続だったかと思いますが、そういった全てを、最初から全部の事件を御覧にならなかったという、逆に言えばですね、そういった手続がとられたことについて、直接には最初から触れなかった事件についてイメージが湧いたかとか、十分に理解できたかとか、あるいは、それを踏まえ

た評議で御自分の意見をお述べいただくにあたって、困ったような点はなかったかどうか、そういった辺りはいかがでしたでしょうか。

(1 番)

連続強盗の後の強盗致傷で、強盗致傷は中盤で、その後また連続で強盗していたという事件だったんですけれども。他のに関しては怪我をさせていないことだけとか、そんな感じだったと思うんですけれども。その事件に関して最初の時に説明が裁判所内でもあったと思います。法廷でもあったと思いますし、会議室でも、そういう話を聞いたので、どちらかというとは部分的に聞いているというのがつかめなくて、ごっちゃにしていました。

全部を一緒に受けているような感じで、1回1回おっしゃっていただいていたんですけれども、そっちの審議は終わっているんですよと言われてるんですけど、多分結局のところ全部一緒に考えてしまっていたような気がします。

ただ、それが悪影響を及ぼすような事件では、その量刑をしていく上で悪影響にはならなかったと思うんですけれども、ちょっとそこは理解しづらかったのかなと、ただそれを全部やるべきだったと思ったかと言われると、それはそこまで思わなかったもので、それで、あまりつかめなかったんですけれども。

(司会者)

ただ、今のお話を伺うと、直接御担当にならなかった事件も十分御理解いただいたからこそ、理解できたからこそ、刑は全部合わせてひとつの刑を決めていただくことになるわけで、特に区分といいますか、そちらの方についても十分にイメージをお持ちいただいた上で評議に臨んでいただいたように伺えます。

(1 番)

レジュメでも、図柄みたいなものを見せていただいて、第1の事件、第2の事件とあったので、その中の今ここについて話し合っていますっていうので見ながら聞いていたので。

(司会者)

わたし自身もわずかながら経験もあるんですが、10件もあるいはそれ以上もやっている、起訴されている事件、被告人の事件ですと、それ全部一からですね裁判員の方に入っていて審理に臨んでいただくとかなりの日数がかかってしまうわけなんですね。それで、そこまで最初から最後までお付き合いいただくのは御負担だろうということで、裁判官だけで済ますところは済ませておいたうえで、御説明させていただくという手続の趣旨ですけれども、そんなに自分が直接最初から最後まで担当しなかったからといって支障はなかったといえますか、十分事件の全体像についてはイメージがつかめたということによろしいでしょうか。

(1番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。それでは次のテーマに移らせていただきます。

先ほどもちょっと触れさせていただいたところではあるわけですが、4番の方については、精神科医の方に証人として来ていただいて、専門家の立場から薬物の害悪について証言をしていただいた。

6番の方については、逆に証人という形ではないんですが、被告人について精神障害とまではいかないのかもしれませんが、ちょっとそういう事情があって、精神鑑定書が弁護人からの証拠として取り調べられたというふうに手元の資料にあるんですが、そういった専門家による証言なり、あるいは精神鑑定書という専門的な証拠について、十分御理解いただけたかどうかという辺りについてはいかがでしたでしょうか。

(4番)

理解というか、もうさっきも言ったように写真や動画で決まっているので、その人が言ったことは麻薬についてという話だったので証拠というより勉強になったというぐらいのことです。

(司会者)

私ども裁判官も含めて、精神医学は素人なわけですけども。

(4番)

もちろん麻薬に対しても素人ですし、なかなか治らないってのが現実じゃないですか。

(司会者)

その辺は専門家としてお出でいただいたわけですけども、一般の方に分かる内容でわかりやすく証言して。

(4番)

そうですね。そんなに難しい言葉はなかったですね。

それとさっきも言ったように、そういう病院自体が存在するっていう自体が、まあよくアメリカとかでは聞くじゃないですか。専門のアルコール中毒とか薬中毒とか治す病院が日本にもあるのかと思ったぐらいですね。

(司会者)

6番の方には申しあげましたが、鑑定書が取り調べられたようですね。

それについては御理解の点はいかがだったでしょうか。

(6番)

そうですね。鑑定書とか出てきたときに検察官の方がすごく丁寧に御説明していただけて、鑑定書に病気の名前とか出てるんですけども、この病気はこういうものですと辞書的な紹介もしていただけたので、非常に分かりやすかったです。でもまあ、普段聞かない言葉なので、すぐ入ってきたかと言われると、そうでもないんですけども、ただ言葉を聞いているだけではなかったもので、いろいろな説明もしていただけたので、分かりやすかったとは思っています。

(司会者)

そうですね。分かりました。

それではこちら辺りで、出席していただいた三庁会の方から御感想なりがありましたら。

(裁判官)

大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今のお話の中で証拠として、書類の写真や図面、それから証人というのが出てきたかと思えます。まず、5番さんのお話の中で、被害者が意見を陳述したのかもしれないけれども、ちょっと記憶に残っておられないというお話がございました。おそらく書類の形での意見陳述だったのかなと思うのですが、書類というのは、質問しても何も答えてくれないわけなので、理解してもらうまでには時間がかかるものなのかなという印象を受けました。

次に、2番さんのお話の中で、「写真が出ただけけれども、どうもいろいろ考えてしまって、どこに考えを特定していいのか迷ってしまいました」というお話がございました。普通、私どもの感覚ですと、写真はリアルなもので、現実に近いものではないかと思っていました。しかし、2番さんの感じ方ですと、写真でさえあっても、いろいろ考えてしまって、なかなか、心証とといいますか、どの辺りにこの事件についての考えをまとめればいいのか気持ちが定まらないということでしたので、すごく新鮮な感じがいたしました。そして、みなさん共通だったと思いますけれども、証人の話を法廷で直接聞くと、生々しくて理解しやすかったというお話でした。私どもも同じような感覚を持っているんですけれども、先ほどの1番さんの感想の中で、これは面白いなと思ったのは、検察官の質問の仕方が詰問調で驚いたとおっしゃった点です。そうすると、証人尋問をするにしても、質問をする人の質問の仕方によって、聞く側の理解に差が出たりするのかなと思いました。また、分からない点について、書証とか写真に対しては質問しても答えてくれませんが、証人に対しては、皆さんに質問のチャンスがあるわけです。皆さんも、分からない点については、法廷で証人に質問されたと思うんですけれども、今日のお話からしますと、例えば5番さんの事件のように、被告人自身には事件の記憶が全くないが訴訟は争わない事件ですと、主な証拠は被害者の供述調書という書証になってしまうわけですが、このように争いが無い事件であっても、やはり、証人に法廷で直接話

を聞いた方が生々しくて理解ができるというのが、皆さんの共通の理解でいいのかなと思いました。

ただ、逆の話になってしまうのですが、5番さんがおっしゃったように、怪我の写真とか現場の写真は、生々しくて見るのが辛かったという話もありました。生々しくて理解しやすいというのは、とてもいいことだと思う反面、そういうリスクもあるんだなというのが、とても印象に残りました。

それから区分判決の一つだけお話させていただきたいんですけども、1番さんが御経験されたとのことですが、「裁判官から、もう既に終わった事件なんですよ、という話を聞いたけれども、結構、裁判官と同じように理解しながら裁判を進めることができました」というお話を聞いて、なるほどなと思いました。おそらく終わった裁判ということですので、紙に書いたものを見せられたと思うんですね、判決文とか。

(1番)

そうですね。

(裁判官)

そうすると、さっき書面だと分かりづらいという話でしたけれども、部分判決なのに理解にストレスがなかったということであれば、もしかしたら、同じ紙に書いた証拠でも、書き方とか、表現の仕方、生々しさとか理解のしやすさを出せるものなのかもしれないということも、同時に感じました。ですから、証拠を作るのは裁判所ではありませんけれども、検察官や弁護人が、書面であっても、裁判員の皆さんに分かりやすい生々しさを伝えられるような方法があり得るのかなと思いました。

(司会者)

検察官のほうで御発言いただけるようなことがあればお願いいたします。

(検察官)

先ほど、裁判長のほうで専門家の専門的なことについて、いろいろな事象があっ

て、それを御理解いただけたかどうかと思いますが、専門的という意味で警察はですね捜査のいろいろなやり方っていうのがあると思うんですけれども、そういったものについて事件によっては説明をしないとですね、一般の方になかなか分かりづらいものがあるかなと思うんですけど。

特に今回、4番さんの御経験された薬物の密売事案なんかですと、先ほどちょっとその何月にもわたって捜査がされていてというのがありましたが、他の方で結構なんですけど、警察の捜査自体がよく分からなかったと、そのことについて、もうちょっと説明して欲しいなって思ったことが、何かありましたら教えていただきたいのですけれども。

結構我々とか、裁判官の方ですと、例えば引き当たり捜査ってどういう捜査だかイメージが湧くと思うんですけど、一般の方は、何でしょうそれって感じで、おそらく誰かが、それは被告人を現場などに連れて行ってというか、この場所で犯行を行いましたとか、この場所で覚せい剤を買いましたとか指示を受ける捜査なんですけど、それが分からないが故にちょっと分かりにくかったというエピソードがあれば教えていただきたいのですけど。

(司会者)

分かりました。そういう御経験なさった方がおられればということだろうと思うんですけれど、何かお話いただける方。4番の方。

(4番)

逆にあれだけ密売の状況を写真とかで見れば、やってること間違いのないじゃないですか。

(司会者)

4番さんに質問したいのですが、そのときは例えば警察官の方とかが法廷に出てきて、こういうふうな形で捜査したとお話したのか、それとも書面で。

(4番)

書面にも書いてありました。何か月間の6か月でしたかね、たしか、それで密売

状況を把握して密売人と買った人ですね、それも何人が特定されてて、すごく私としては分かりやすかったですけどね。

(司会者)

今回御出席いただいた6名の方は、基本的には事実関係には争いのない事件ばかり御担当いただいた方々なものですから、そういったところは、なかなか鈴木検察官御希望のような御経験はあんまりなかったかと思うんですけど、まあ、私自身は、犯人であるかどうかについて争いのある事件で、その指紋の意味についてですね、警察での専門、その道一筋の警察官の方に証人として出ていただいて、指紋が一致するとはどういう意味なのかと、ちょっとでも似ていれば同一指紋とするわけじゃなくって、確かははっきり覚えてないですけど、十二箇所ぐらいの特徴点が一致しないと、これはもう指紋同一とは見ないんだと、最初からそれは指紋を同じとはしないで、証拠から排除してしまうんだというふうな説明を分かりやすくしてもらってですね、30年間も裁判官をやっていて不勉強ではあるんですが、ああそういうもんなんだと改めて認識をさせていただいた経験もございました。

すみません。ちょっと余計なことを申し上げました。それでは、お待たせしました。青木さんいかがでしょうか。

(弁護士)

私もちょっともし伺えればなんですけども、6番さんが証人で出てきたのが被害者の御両親で、そういう意味では被害者の、いや被告人の御両親で、だからそういう意味では自分のお家だから被害者でもあり、ただまあ被告人の御両親の立場から情状証人というか、被告人側で弁護人が請求したというか、最初に質問するようになかったら証人尋問されたわけですよ。そのときに先ほど両方の立場な感じがしたので矛盾をしてるような部分もあってどういうふうに考えて量刑に入れ込んでいいものかなとおっしゃってたんですけど、例えば弁護側は刑を軽くする方向で答えを引き出そうというか、質問しようとして、片や検察官の方は、重くしようという方向で単純化すればですねお話をするのかなと思うんですけど、それぞれの中間

的な立場の人のお話があった時に矛盾するっていうようなこととかあったかと思うんですけど、御本人としては、それはどういうような、弁護側からの質問だと被告人側に有利な印象を受けられて、検察側からの質問に対する答だと被告人不利というか、罪が重くなるというか、ちゃんと責任を果たすような方向に受け取られたってことなんですかね。先ほどの矛盾とかっていう意味は。

(6番)

そうですね。なんていえばいいんでしょう。被害者は両親で、両親はその被告人である息子を弁護する証言をされている中で、不利益になった人っていうんですかね、加害者と被害者がお互い納得し合っているのにも関わらず、逆に私は裁判にする必要性が何だったのっていうところが、まあそれは燃やしちゃったんだから刑事事件なんだろうけど、そもそも裁判をする必要がある事件なのっていう印象でした。

(司会者)

そういうことなんですかね。なるほど、分かりました。

(6番)

でも、裁判なので量刑を決めなきゃいけないってなったときにどっちの立場、その両親の御意見をどっちの立場で聞いていいのか、ちょっと迷いましたね。どういう表現をしていいか分かりませんが。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

(司会者)

ここまで、簡単にいえば当事者側でどういった証拠を出すとか、証拠調べのやり方をどうするかについて話題にさせていただいたわけですが、ちょっとそればかりですと不公平ですので、評議について裁判官の対応についての御感想御意見を伺えればと思います。

評議について、進行進め方とかですかね。評議の内容を理解十分していただいたらう

えで評議に臨んでいただけたかとか、皆さんのほうで評議の場で十分に意見を述べられたかどうか、あるいは、評議全般について裁判官が関わるわけですが、それについて御意見なり、御感想なり評議全般についてで結構でございますので、伺えればと思います。

続いてで恐縮ですが、6番の方、評議については、どういった御感想でございましょうか。

(6番)

評議については、冒頭でも言いましたように、とにかくあわただしく時間が過ぎていって、自分の中で腹落ちしないまま評議が進んでしまったような印象があります。うちのチーム、あんまりこう、どっちかっていうと裁判官の方がいろいろ話しを進められて、みんな経験がないので、なるべく情報量をとっていう形でしていただけたので助かった面もあるんですけども、一般の参加者の意見交換が余りできていないまま、時間のないまま評議が終わってしまった印象はあります。

(司会者)

そうですか。分かりました。

(6番)

それが良かったのか、悪かったのか、判断つきかねるんですけど、印象的にはバタバタした中で終わってしまった印象でしたね。

(司会者)

5番の方は、評議についてはどんな感想でいらっしゃいますか。

(5番)

すいません。評議っていうのは。

(司会者)

法廷での審理が終わって、もうちょっと狭い部屋ですけど、部屋に戻って一日なり何日かかけて結論に至る話し合いですよ。その進め方について。

(5番)

素人でなんとも予備知識がない人間でしたけど、裁判官の人がよく質問に答えてくれましたし、それは良かったところです。

(司会者)

適切にリードしてもらえたというような感想でしょうか。分かりました。

4番の方はいかがでしょうか、評議について。

(4番)

意外と分かりやすかったと思いますよ。あと、話し合う前に前例とか、例えば刑を決めるにしても今までの前例だということですよという資料を映してくれたので、判断はしやすかった。

刑はもう確定みたいな形だったので、罰金もあるんですね。そういうのも出してくれたし確かにみんな言うことはバラバラなんですけど、段々段々寄っていく形なのですごく分かりやすかったです。

(司会者)

そうですね。どうもありがとうございました。

3番の方、評議についてはどのような御感想でしょうか。

(3番)

みんな素人なので、なかなか自分の考えをうまく言葉にしたりとか、考えをまとめることが難しかったんですけど、裁判官の方とか司会をしてくださった方とかが、うまく意見を引き出してくださるように持って行ってくださって、自分の考えをその間にまとめたり、ちょっと揺れ動いてるのもこれで良いんだっていう確信を持てるようにしてくださったのは、すごくやりやすかったです。

(2番)

評議自体は、裁判長も裁判官の方とかも結構分かりやすく教えてくれたり、説明してくれたりしてて、更に裁判官の方が身振り手振りでやってくれたり、ホワイトボードを活用してくれたり、結構分かりやすく説明とかもしてくれてたし、みんなも意見とかを言ってくれてたので、すごく評議自体はやりやすかったんじゃないか

と思います。

(司会者)

そうですか。分かりました。では，1番の方。

(1番)

評議では、おもしろいなど、学校みたいだなと思ったのは、付箋を配られて、その事件に対して被告のコメントとか言動とかに対して、プラスに感じたもの、マイナス、いいと思ったこと、悪いと思ったのか、例えばそれぞれの印象のある事例とか、何でもいいので、とりあえず一言ずつ付箋に書き出して何分以内とか決められたと思うんですけど、それをホワイトボードに、ばーっと貼って行って、このあたり同じ意見ですよとか、これはこういう目線とか。同じことでもプラスに書いている人もいればマイナスに書いている人もいますよねっていうので、じゃあそこから、これ書いたのは誰ですか、ちょっと意見を言ってください。まず意見を出させてから話し合っていたので、なんか最初学校みたいだなって思ったんですが、かえって皆さんリラックスして、全員世代の違う裁判員だったんですけど、性別も半々にきれいに分かれていて意見が絶対違うであろうという面子だったんですけども、それぞれもうなんか最後の方はざっくばらんに話しながらできて、すごくやりやすかった記憶があります。

(司会者)

分かりました。

それでは、ちょっとまた議題を変えさせていただきますが、それぞれ選任手続の日を入れると4日間前後という方が多かったようでありましてけれども、裁判員を御担当いただいた一方で、お仕事なり日常生活は、その間お休みといたしますかですね、こちらの裁判員としてのお仕事に専念して専従していただいたような形になるわけですが、お仕事や生活への影響を含む、その職務、裁判員としての職務の負担感についてですね、ちょっと御意見を伺えればと思いますが。

引き続きで恐縮ですが、1番の方、いかがでしたでしょうか。

(1 番)

私は、未婚でアルバイトなので非常に自由な立場なので、会社でアルバイトしているんですけど、会社の方にその日店休みますと言って、一週間のうち4日間だったんですけど、月火で水曜日がお休みで木金とか、水曜日は会社に出たんですけども、なのでぶっ通しでやってしまったので、ちょっと疲れてしまったというのがありました。私の場合は、時給での仕事なので一日当たり少し出ますので、そういう意味で生活の負担にはならないですみました。

(司会者)

分かりました。2 番の方はいかがでしょうか。

(2 番)

通知が来た時点で社長の方には、こういう通知が届いたので、もし選ばれてしまうようだったら何月の何日から何日までは、お休みをいただきますという、事前に伝えてはいたので、そういう面では仕事の配分とかも、全然問題なくできましたので負担とかはなかったです。

(司会者)

ああ、そうですか。良く分かりました。3 番の方は、いかがでしたでしょうか。

(3 番)

私も早いうちに通知が来ていたので、一応くじで当たった時に、そこは空けるようにしたので、これとって問題はありませんでした。

(司会者)

そうですか。どうもありがとうございます。4 番の方。

(4 番)

私の場合は、去年まで会社をやっていたんですけど、やめたんで何もやってない状況で、こういうのを見るのも良いかなというので、別に何も問題はなかったです。

(司会者)

そうですか。分かりました。ありがとうございました。

5 番の方は、いかがでしたでしょうか。

(5 番)

私も自営業をやっています、でもお店ではないので比較的時間を取れる、まあ早い時期に御連絡いただいたんで、その辺はできましたんで、影響はありませんでした。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

6 番の方は、いかがでしたでしょうか。

(6 番)

私の方も会社の方が理解があるので、事前にこういうので、ここで4日間休みますという話をしておいたので、特に問題なく休暇というか、お休みをさせていただくことができました。

(司会者)

そうですね、分かりました。

それから次にですね、裁判員裁判は通常の日程ですと選任手続から始まりまして、判決までこう連日ぶっ通しでですね、ずうっとやる形が大半のケースで、そのような日程で組ませていただいているんですが、今回の手元の資料を見ますと、ちょっとお話に出ました1 番の方については、間で1 日裁判員裁判を休んだ日があったと、それは法廷での審理をしている途中でという日程だったかと思うんですが。

(1 番)

はい、真ん中で。

(司会者)

それから4 番の方についても、ちょうどお彼岸のお休みがあって、それと更にもう一日その裁判員裁判の日程が中断といいますか休みが入ったと。

(4 番)

続いていた方が楽は楽ですよ。

(司会者)

なるほど、それは差し支えない範囲で結構ですが、裁判所の方の都合みたいな形の説明があつて。

(4番)

そうですね。そういった日程になっていました。

(司会者)

そういった日程を組まれたことについて、今おっしゃったように本来であれば続いていた方が。

(4番)

続いていた方が良いですね。1週間の中で。

(司会者)

なるほど、その法廷で見て聞いた証拠の記憶も薄れないし、ということで、どうせなら続けてやってもらった方が良かったと。

(4番)

やりやすいと思うんですね。

(司会者)

分かりました。1番の方は、その一日お休みがあつたことについてはどんな。

(1番)

私も仕事に出てしまいましたし、結構周りの人も仕事している人が多かったので、皆さんその日はじゃあって言って仕事に行ってしまったので、かえって翌日は、皆さん疲れた顔をしていて、そうですね、続いたほうが良いのかなという印象があります。

(司会者)

なるほど、分かりました。ありがとうございました。

それは、1番の方も裁判所の方の都合みたいな説明だったのでしょうか。

(1番)

なんかあの日程が弁護士さんと合わないと。

(司会者)

なるほど、そういうことですか。分かりました。ありがとうございました。

それでは、次の話題に移らせていただきますが、前後してしまって恐縮なんです
が、選任手続という皆さんにお願いするかどうかをくじ引きを含めて決めさせてい
ただく手続で、その後、法廷での審理が始まるわけですけれども、朝選ばれてすぐ、
その日の午後から法廷で座って公判審理が始まるという日程で参加していただいた
方と、選任手続だけは別の日に行われて、日を改めて法廷での審理に参加していただ
くという、たまたま、その二つのやり方で御経験いただいた形になっているよう
なんですけれど、そのあたりの当否について御意見を伺えればと思うんですがどう
でしょうか。6番の方。

(6番)

私の場合は、火曜日に召集がかかって午前中選任作業があつて、選ばれない方は
そのままお帰りくださいと、選ばれた自分たちは午後からいきなり審理というか法
廷についてということで、一応そのように書類に書いてあったので、そうなのかもつて
いう気はしてたんですけど、自分が当たると思っていなかったもので、実際に当たっ
た方はこちらにと言われ宣誓させられて、はいじゃあ法廷について言われた時には、
ちょっと面食らいはしたんですけど、でも日程的なことを考えると、うちは金曜日
で終わったんですけど、コンパクトにまとまってパパッと終わって最終的には良
かったなという印象ですね。

(司会者)

分かりました。5番の方、逆に選任は選任の日で別にあつて。

(5番)

午前中にしまして、翌日からと。はい、別に何も、そういうものだと思ってまし
たので。

(司会者)

例えば、予想しておられたか、予想外であったかは別としてですね、午前中、選ばれてしまったということで、午後が空いたので、例えばお仕事上の処理をなさったり、あるいは心の準備といたしますか、そんな。

(5番)

そうですね、まあ、半日あったんで仕事も片付けることができましたしね。心の整理っていうか、余りしてないですけどね。でも、あったほうが良いんじゃないですかね。

(司会者)

すぐ始まっちゃうよりは、かえって良かったような。

(5番)

そうですね。

(司会者)

そうですか。分かりました。4番の方も別の日程ということですかね。

(4番)

元々、そういうふうにかかれ来ていたと思うんですよね。だから、そういうものだと思っていたので、午後から選ばれたらやりますよとは書いてなかったんで、だからそういうものだと思ってました。

(司会者)

それで別に困りもしなかったし。

(4番)

別に問題ないです。

(司会者)

特に4番の方は、カレンダーを見ますと金曜日に選任手続を取られて、土日を置いて月曜日からと、こういう日程。それについて何か。

(4番)

選任で選ばれなければ仕方ないというだけのことで、別に。

(司会者)

かえって良かったとか。

(4番)

いや、余り何も感じないです。

(司会者)

そうですか。分かりました。ありがとうございました。

3番の方と2番の方は、同じ事件でおられて、こちらも金曜日に選任手続が行われて月曜日から公判と、そういう日程についてはいかがでしたでしょうか。

(3番)

やはり同じで、そんなものだと思っていましたし、気持ち的にやっぱりちょっと新たにみたいな感じで。私はちょっと空いたほうが良かったかなと思っています。

(司会者)

2番の方はいかがでしたでしょうか。

(2番)

日程的に金曜日に選抜があつて、実際に選ばれてしまった時点で土曜日休みだったんですけど、とりあえず出社して仕事だけしておこうっていう準備とかもできましたし、あと日曜日は日曜日で心の準備もできていたので、日程的にも全然問題はなかったです。

(司会者)

分かりました。1番の方は、逆に即公判でしたけれど、いかがでしたか。

(1番)

ものすごく当惑したというか、今聞いて、ちょっと間があつた方が良かったかなと。最初の方は余り上手に聞けていたかどうかは自信がないので、まずその場の空気にも慣れてなかったの、そういう感じです。

(司会者)

なるほど、分かりました。

あと、そうですね、今の点について、その辺の話題に関連してですけども、選任手続と、公判の始まる間にですね、一定のオリエンテーションと申しますか、裁判官が説明をしたりする時間があったと思うんですが、そこら辺りの手当てと申しますか、特に即公判という、選任即公判という御経験をされた方についてはそこら辺り十分な、手当として、事案の説明としてどうだったかどうか、そういった辺りについて伺っていきたいと思います。

(6番)

選任から流れ作業のように10階だかどっかに案内されて、こうですからって説明があって、じゃあ法廷に行ったらもう皆さん傍聴席から検察官、皆さん座っておられて、手当が十分だったかっていわれると、十分説明されていたかと思うんですけどもこっちの気持ちの準備はちょっとできていなかったっていうのが正直な気持ちです。

大体、裁判所の法廷に入るのも初めてだったので、もうそれだけでちょっともう気が動転じゃないですけど、1番さんがおっしゃいましたけど、最初は聞けてたかも聞けてたかどうか分からないっていうような話がありました。確かに本当にもうまず、法廷って行ってこうなるのねっていうところから入ってしまったので。

手当って、説明だけじゃなくて事前にちょっと法廷内を見せていただいて、こんな雰囲気ですってという説明があった後、実際の審理っていいですか、に入った方が裁判員の心構えはできた、できるんじゃないかなとは思いますが。

日にちを変えるっていうよりも、ちょっと段々、導線的にもこうシミュレーション的なものがあつたほうがちょっと良かったかなとは今思います。

(司会者)

分かりました。そういった点について1番の方。

(1番)

もう本当におっしゃるとおりで、多分あの説明は言葉として十分なものをいただいていたんだと思うんですけども、まずあの今日どうなるんだろうというのと、結

構その、宣誓した後になんかすごい狭い入口の所からサーっと連れて行かれていて、ものすごくもうその時点で、もう入ったことのない世界に足を踏み入れてもうドキドキしてしまいましたですし、そのまま法廷に行ったら人がウワーっと居て、ものすごい裁判のドラマとかしか見たことがないんで、意外と狭かったんで、被告人の方と3メートルぐらいの距離感しか感じなかったんで、被告人が近いということにも驚いて、何だろ、説明もその時の話も多分最初前半ぐらいはおそらく入らない、だったかな。

もしできるのか分からないんですけど、無人の所に一回入れて欲しかったかなっていうのが正直な気持ちです。

(4番)

僕らそういう案内ありましたよね。選ばれた後に。

(司会者)

4番の方については。

(4番)

ええ、来週、ここで、こう番号になってますから、座る席も決まってるからと。という、あれはチェックしてくれましたよね。

(司会者)

すごく分かりやすいですよ。

(4番)

今はいないですけど、当日の傍聴席は一杯ですよとか。

(6番)

そういうのが、ね。なかったですよ。そのまま。

(4番)

そのままじゃないんで、たまたまだったと思うんですけど、日が空いたんで案内はされましたね。

(司会者)

1 番の方と 6 番の方としては、そういうのがあったら良かったと。

(1 番)

良かったと。

(6 番)

そうですね。ほんとに気が動転した感じですね。初めて法廷に入って。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

それでは、大分お時間が、4 分の 3 を過ぎましたのですが、今日は御参加っていますか、出席していただいている報道機関の方のほうから御質問等ございましたらどうぞ、おっしゃっていただければと思いますが。

(朝日新聞)

朝日新聞です。

まず、私の方から全員の方に伺いたいんですけども、今日、たくさんの御意見を聞かせていただいたんですが、この制度がより良くなるために何か御自身が経験されて、課題とか改善してほしい点というのを、お一人ずつすごくいい経験だかっていうお話が多かったんですけど、ここを改善して欲しい、先ほどもあったような少しワンクッション、法廷を見ればだいぶ気が動転しなかったのか、そういった他の何か御意見とかがあればお聞かせいただけたらなと思います。

(6 番)

6 番ですけど。冒頭でも申し上げましたようにこの経験をどこまで話して良いのかっていう判断基準が自分の中でうまく作れなかったんで、すごい良い経験だなと思って皆に話したいんですけど、どこまで話して良いのかっていうところが分からなかったんで、そこら辺がもう少し明確になれば、皆さんにね、まだ裁判員をやっ
てらっしゃらない方にそういうことが一般の私たちからもアピールできるんじゃないかなとは思いました。

(司会者)

守秘義務としての、しゃべってはいけないことのガイドラインですか。

(6番)

そうですね、はい。とりあえず冊子で書いてはあったんですけども、これをどこまで捉えて良いのかっていう説明をしていただければ、より良かったのかなという気はしました。

(司会者)

私の場合は、一般論でしかないんですけども、一つは裁判員を務めてみての印象とか感想、要するに事件に触れない形でのですね、御自分の意見や感想といったことは他の方にお話いただいて構いませんという御説明をしているのと、あと、法廷で出てきた公開の法廷で行われた誰でも見れる状態であった、法廷で行われた手続については、これはもう公開してますのでお話しいただいて構いません。そういった御説明を抽象的ですがさせてはいただいているんですけども、それをもう少し例を挙げたような形でイメージが湧くようなガイドラインが欲しいと。

(6番)

そうですね。それとですね、逆に聞く側もどこまで聞いて良いかっていう、何て言うんですかね。そういうことってあまり聞いちゃいけないだよねっていうような意見をもらっていたので、聞いちゃいけないって思っている人に話すのもなっ、て感じで話すのをセーブしていたっていう経験があるので。

(司会者)

分かりました。ガイドライン、それをもっと広報してほしい。

(6番)

そうですね。聞く側、一般の人たちもここら辺は聞いて良いんだよ、知って良いんだよっていうようなところをもうちょっと明確にアピールしてあげると聞く側もしゃべる側もお互い、より情報交換ができるんじゃないかなとは思いました。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。他の方、改めるべき点、もしございま

したら。

もし、急にそんなこと言われても思いつかないということであれば、また後でお気付きになったらお答えいただければ構いませんので。

じゃ、他のこと、もしございましたら。

(朝日新聞)

5番の方にお伺いしたいんですけども。

怪我の状況とか現場の状況とか写真を見て後々まで残って嫌だったっていう御発言があったと思うんですけども、裁判員裁判の場合、そういった物は見たくないなら見なくて良いはずだと思うんですけど、その辺はそういった御説明はなかったのかということと、その分、生々しさっていうのはある意味その量刑を決める上で大事っていう裁判官の話もあったところで、そういうのはどの辺まで、どうしたら改善したら良いかなっていう御意見があればお伺いしたいんですが。

(5番)

それは分かりません。どう改善するか分からないですけども、必要なことなんでしょうとは思ってます。見なきゃいけないんだろうと。いけない。ええ、そう。そういう役割を与えられたんだろうと思ってます。だから我慢するしかないのかなと。でも、見なくても良いんだよという、あれは言ってましたかね。

(司会者)

私の限られた経験ではですね、見るべき写真、見るべきって言いますかね、証拠なり写真なりで、程度により、性質による、程度によるんだと思うんですね、確か殺人事件の遺体の状況なんかについて見ていただく、検察官としては見ていただきたいですと、ただそういうのを嫌い、とてもじゃないというふうにお考えの方は結構ですからということで、各自にですね、カラーコピーが配られまして裁判官も含めた、それであの、上にですね白表紙といいますか、かかっている、見て構わないという方はめくって見てくださいと、こういう配慮をした事件がないわけではなかったと思うんですけど。だから、そこまでの物で配慮、検察官としてお考えに

なって、そこまでの配慮をすべき証拠だという場合にはそういった配慮をされていると、こういうことじゃないかと思うんですが。

(5番)

私、モニターでいきなり入ってきた、思わずびっくりして見ちゃったんですよ。だから、見なくても良いよっていう、なかった様な気がします。

(朝日新聞)

もう。目に飛び込んで来たっていう。

(5番)

そう、飛び込んで来た感じですか。

(司会者)

その事件ではですね。

(5番)

はい。とても生々しい写真。

(4番)

この間もニュースか何かでありましたよね。女性がやっぱり見ちゃってっていう、その後も。それって何かやっぱり問題があるっていうことなんですよ。

(5番)

あれは今でもしっかり、はっきり覚えてます。被告人の顔とその写真とか。

(4番)

傷跡だけでこれなんだから、やっぱり殺人だったら、死体が写ってるわけですからね。結構これって、問題になると思うんですよ。

(司会者)

今の問題に関する御意見は、4番の方からいただいたわけですが。

分かりました。ありがとうございました。よろしいですか。

(朝日新聞)

はい、ありがとうございます。

(司会者)

いかがでしょうか。他に。どうぞ。

(テレビ神奈川)

テレビ神奈川です。本日は貴重な御意見をありがとうございました。

皆さん法廷の方とかで検察官や弁護士，そして裁判官の方々のお話を聞く機会があったと思うんですけども，それぞれ，ここは分かりやすく工夫されていたな，ですとか，逆にちょっとこの単語は分からなかったな，ですとか，そういったところがあれば教えていただければと思っています。

(司会者)

専門用語みたいな。

(テレビ神奈川)

そうですね。それと逆にすごくここは工夫されていたレジュメの作り方ですとか，これは分かりやすかった等あれば教えてもらえればと思います。

(司会者)

いかがでしょう。これは〇×でお答えいただけるような質問かと思いますが。3番の方，いかがですか。

(3番)

はい。私の担当した事件の時，裁判長の方が言ってらっしゃったんですけども，弁護士さんが普通の弁護士とちょっと違った文章の作り方をされてるねって後からおっしゃったんですけど，小説のようにこう書いた作りで，すごく分かりやすかったんですね。

いつもこんなふうなのかなと思ったら，あまりそういった類のことはないのですが，この裁判の弁護士さんはこういった考え方をされるんだねっておっしゃったのがすごく印象に残ってます。私はすごく分かりやすかったのです。

(司会者)

いわゆる冒頭陳述とか，弁論とかという手続で普通の事件とは違う工夫をしてい

たというふうに、裁判官の方から説明があったと、そういうことですね。御自身、裁判員の方御自身としても分かりやすかったと。分かりました。ありがとうございました。

ま、そういった点について特に御意見があれば、どなたでも結構です。

(6番)

6番ですけど。特にこれはない印象はないですけど、特に検察官の方が本当に裁判員の方が素人っていう認識を持たれてるなっていう印象でした。なので、専門的な精神疾患のこともすごい丁寧に用語集じゃないですけど、そんな形で説明していただけて、すごい素人を意識した弁論をされているなっていう印象を持ちました。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。他の方がいかがでしょうか。

また、その特に何て言うんでしょう専門用語が説明もなく用いられて、良く理解できなかったなんてことはなかった、それで困ったってことはなかったということでしょうか。皆さんその点でお困りになる様なことはなかった。よろしいですか。

よろしいでしょうか。

(テレビ神奈川)

ありがとうございました。

(司会者)

他、報道機関の方は他にはよろしゅうございましょうか。

(朝日新聞)

6番の方なんですけれども、先ほど、短い中で判決をどうするか話し合っていく中で、自分の中で消化できなかったんだと、あれで良かったのかと、終わった後でそこでこういえば良かったなと感じたと御発言あったと思うんですけども、それはその評議の期間がもうちょっと長いとか、あるいは間隔として連続ではなくて、少し3日おきとか、そういった方が良いという御意見の趣旨なのか、どういうふうに

改善してほしいって思われてるか。

(6番)

そうですね。期間的にはさっきも言ったように、選任から評議で4日間でコンパクトに終わったので、それは非常に良かったと思うんですけども、とにかく考える時間がなかった。休憩時間が短いっていうと、そこが改善点ですかね。もうちょっとゆっくり考える時間が欲しかったってところですね。はい。

(朝日新聞)

同じように思ってる方っていらっしゃいますか。

(司会者)

評議の進め方ですかね。

(6番)

そうですね。はい。評議の進め方で、もうちょっと自分で考える時間が欲しかったです。

(司会者)

どうぞ。

(1番)

私も休憩時間が10分か何かが基本だったと思うんですけども、10分だと階も違う所に私達、会議室に1回行くので、そうすると、会議室に行ってトイレに行くとかすると、あまり考えとか話し合う時間もなくなってしまうので。ある意味、まっさらな状態で個人の意見で聞くっていう意味では良いのかもしれないですけども、やっぱりその話し合うと意見も深まるので私ももうちょっとあるといいなと思いつつながら、又なかったっていうのが何回かありました。

(司会者)

それはあれですね。公判審理の間の休憩の取り方。

(1番)

そうですね。

(司会者)

階が違っていて法廷にまたエレベーターで行かなきゃいけない，そういう点ですかね。

(1 番)

そうです。はい。

(司会者)

戻ったと思ったら，すぐ行かなきゃいけない。

(1 番)

そうですね。はい。

(司会)

そこは配慮して欲しい。

(6 番)

そうですね。

あの時間は休憩の時間なのか，考える時間なのか，っていう，どういうふうに捉えて良いのか，どういう位置づけで作られているのか分からないんですけども，休憩っていう意味であればあの時間で全然問題ないと思うんですけども，やっぱり前の方が話したことをいったんちょっと自分の中に落ち着く，落ち着かせるための時間ではちょっと短すぎるかなと感じはしました。

(司会者)

それはあの，法廷の行き帰りの休憩。

(1 番)

ええ，そうです。はい。

(司会者)

法廷で見たり聞いたりした証拠を自分なりに理解し，頭の中に定着させる。そういった余裕が欲しかった。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

それと、さっきおっしゃった6番の方の御意見は、そういう、作業、休憩の取り方、時間の取り方とは別に、公判審理が終わって評議を進める間の、あれあれって、いうなんとなく忙しかったという。

(6番)

そうですね。最後、一番最後に評議の時間がありますよね。

(司会者)

ま、1日とか1日半とかですね。そうではなくて。

(6番)

そんなになかったような。

(司会者)

あ、そんなになかったですか。すいません。

(6番)

半日、ぐらい。ごめんなさい。ちょっと記憶にないんですけど。

半日ぐらい、半日あったかな。

(司会者)

むしろ、残っている印象としては、そんなに評議の時間が、何か足りなくて、慌ただしかったと。

(6番)

評議の時間が、何でしょうかね。こう、何か、まだ前日前々日の冒頭陳述だとか証人発言、尋問とかいうものが、自分の中で収まっていない間で、じゃあこれどう思いますかっていう、評議の場がありましたと。で、裁判長さんがこれこうでしたよね。どうですか、どうですかって言われても、まだ自分の中に落ちていないので、ちょっとこう意見を言ったけど、あ、ちょっと違うかもしれないなっていう迷いながら、じゃもう最後決まり、決めましようって流れだったので、それでバタバタし

たような印象を受けたということです。

(司会者)

なるほど。じゃ、ちょっと余裕のあるペースで進めて。

(6番)

そうですね。だから途中途中をもう少し余裕を持っていただければ、良かったのかなと気がしますよね。だから、評議の時間が短いかって言われると、半日か何かあったので、そうではなかったのかもしれないんですけども。

(司会者)

分かりました。

(6番)

なかなか、お腹に落ちる前にこう、最後終わってしまったような、そんな印象でした。

(朝日新聞)

ありがとうございました。

(司会者)

それでは、予定の時間も迫ってまいりましたので、今までやってきた私のほうからお仕着せといたしますか、このテーマを絞って、個人的に素直な御意見、御感想を伺わせていただいたところではありますけれども、1番の方から順番にですね、何でも結構ですけど、これだけは言っておきたいということがもしあればですね、急に言われても後からでも結構です。

それと後、一般的な御意見でも結構ですし、今後候補者っていいですかですね、裁判员になられる方に向けてアドバイスですとか、励ましの言葉なんかお伝えをいただければと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

(1番)

言っておきたいこととかは今浮かばないんですけども、今後の方に対して、疑問に思ったことはとりあえず、口に出して裁判官の方に聞けることは聞いたほうがいい

いですよと言いたいですね。聞いてて、知らない言葉が覚えたばかりで出てきてはいるので、それに対して知識がないからだと恥ずかしいですね。最初すごく。知らない自分が。これ皆さんは知ってるだろうから聞いても時間の無駄だよなと思ってしまうんですけど、意外というは皆さんも知らないとか、あとはそこ考えてもみなかったとか、私は他の人がおっしゃって私もそれ聞きたかったとか、そこも聞こえてなかったとか、聞けば聞くほど意外とというか思ってた以上に答えてくださって、意見もまわるし、場もあったまるし、多分よりよくなるのかなという印象を持ちました。

以上です。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

2番の方、いかがでしょうか。お願いいたします。

(2番)

私もこれだけは言っておきたいってことが思いつかないっていうか、あるのかないのか分からないんですけど、今後なられる方に言いたいのはとにかく選ばれてしまったら、とりあえずは、頭でっかちにならず、気負わず、多分マイペースが一番いいんだと思うので、普段の自分を極力装う感じで、1番さんもおっしゃったように分からないことはすぐ聞く、そしたらほんとに思いがけない回答が返ってきたり、事件の有無にかかわらず自分自身の勉強にもなるので、その辺ではちゃんと聞いてほしいし、答えられる範囲は自分もちゃんと答えてあげるっていうスタンスを持ってほしいと思います。

以上です。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。3番の方いかがでしょうか。

(3番)

少なからずも人の人生に深く関わることになるので、すごく重たいことなんです

けど、ただ、経験してみて、今後もし経験する人に言いたってことは、即終わることはないんだよっていうか、同じような感覚で生きている人たちの起こしていることなんだなって、すごく自分のこれからの人生のプラスになるかもしれないので、いい経験になりますよっていうことかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方にお話を伺います。

(4番)

冒頭でも言ったんですけどね、いい制度なんですけど、次はないみたいなことを聞いたんで、あったらいいんじゃないかなと思う。で、やっぱりその事件によって、僕はたまたま覚せい剤で月20万ぐらいの利益だったと思うんですよ。それでも、5年半ですか、こんなに厳しいんだと。で、買ったほうも初犯でないと1年とか1年半とかですかね、たしか。結構、厳しいんですね。そういうことも参考になるので、いい制度だと思うので、新しくやる方もやってほしいと思いますね。

(司会者)

今の形としては、もし次チャンスが回ってきたら、またやって引き受けたいと。

(4番)

ま、いいんじゃないですかね。その時は情報があると思うんですけど。

(司会者)

受けていただいたその年はですね、仕組みでお呼びしないことになっておるんですが次の年以降はですね、一度やったから5年間辞退できるっていう、勘弁してくださいっていうふうに思ってもらえるのは。

(4番)

勘弁てなんですかそれ。

(司会者)

できるんですよ。もし、やりたいって言っていただければ、次の年以降、またもし当たった場合にはお引き受けいただければと思いますので、よろしくお願

いします。

5番の方，一般的な御提言なり，励ましなりですね，何かお話を。

(5番)

私も年取ってまして，家族にもよくさっき言ったでしょうとか，さっき言ったでしょうとかよく言われるもんですから，どうして先にちぐはぐなこと言って，こんなこと聞いたらまた怒られるようなことかなとか，そっちを先に考えてしまうもんですから，ついつい遠慮して聞きたいことも聞かないで終わってしまったのかなという気はあります。だから，そういうこと，何度でも受けてもらいたいと。ちょっと年取った人もいるでしょうから。

それから，もう一つそういった関係なんですけど，私の場合の被告人は記憶にないって強情張ってましたんでね。罪を認めていながら，その後どうなったのか気になるんですよ。それを聞くことはできるんですか。上告したのか。刑期は最終的にどうなったのか。刑期についても自分では自信がないんですよ。あんだけ，何人かで決めたことなんですけど，そうはいってもちょっと責任感じてまして。

(司会者)

なるほど。それはですね。

私の所の運用として，お尋ねをいただければですね，でその，御本人からのお尋ねであることが電話であってもですね確認ができた場合には，その後どうなりましたかというお問い合わせにはお答えする運用をしておると思いますけど。

(5番)

そうですか。すみません。ここへ電話する。

(司会者)

そうですね。結局，御担当いただいた，第何刑事部という所がある。そちらの方に。

(5番)

そこへ電話する。はい，分かりました。

(司会者)

場合によっては、今日お帰りにでもお立ち寄りいただければ、お答えできる範囲でお教えできるかなと。

(5番)

そうですか。

(司会者)

でも、思わぬことで、すみません、直接の担当ではないものですから。

(5番)

はい。

(司会者)

責任はとれないんですけど。すみません。

それでは、お待たせいたしました。6番の方お願いします。

(6番)

そうですね、今からやられる方についていうかですね、とにかく自分がやってみて裁判とか法律とか身近に感じられるようになったので、それは、興味持ってたので非常に良いことかなと思ったので、怖がらずに参加いただければなと思います。事案によって、私、放火で死者とかも出なかったので何ともいえないんですけど、いい経験だったと思うのでぜひ積極的に皆さんやられるといいなと思います。あと、自分の反省なんですけど、裁判を聞いてて検察の方が言われると、ああそうだよなって思うし、弁護士の方がしゃべられるとそうだよなって思う、ずっと揺れながらずっと聞いてたんですけど、それが腹落ちできなかつたっていう話を、再三させていただいたんですけど、それをもうちょっと評議の場で、ちゃんと自分の意見をAじゃなくても、BになったりAになったりするっていうほんとその場の心情をちゃんと評議でしゃべれば良かったなっていうのがね、今、反省というか思いました。で、それを踏まえて、一回経験して次はもうちょっとうまくできるかなっていうような自信にもなったと思うので、4番の方じゃないですけど、もしまたチャンスが

あれば参加させていただきたいなと思いました。はい。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、6人の方については大体思いのたけをお話いただけましたでしょうか。

更にもし思うことがあればおっしゃっていただいても良いんですけども。よろしゅうございましょうか。また、途中でも思いついたら、御自由に手を挙げていただければと思います。

(司会者)

それでは、だいぶ時間も迫ってまいりました。

出席いただいた三庁会の代表の方から、感想、意見の受け止め方等についてお話を承りたいと思います。

(裁判官)

裁判官の佐藤でございます。

本日は貴重な御意見をいただきまして本当にどうもありがとうございました。

3点ほど、感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、評議について、分かりやすさと意見の出しやすさが大きな柱だと感じました。最終的には、全員が腑に落ちるところに行き着くのが理想で、ほとんどの評議がそのようになっていると思うのですが、それは、裁判所側のきちっとした証拠の把握とか、疑問に対する回答の仕方とかにかなり左右されることなのだということが、よく分かりました。これからも、その点を整えてゆきたいと思っております。

それから2つ目としては、精神的なストレスのことです。写真等により精神的なストレスを感じられる場合があると、新聞報道でも本当にあるということですし、現に5番さんもそういうお話でした。皆さんと一緒に裁判を始める前に公判前整理というのがあるのですが、これは、実際の裁判が始まる前に裁判官と検察官と弁護人とで話し合いながら、どういう証拠を法廷で調べながら裁判員の皆さんに見てい

ただこうかと打合せをするわけなんですけど、その中で、そういうふうなものをどう
いう形で扱うかというのを、きっちりと話し合っておくべきなのかなと実感しまし
た。ただ、難しいのは、悲惨な写真等はリアルで気持ち悪くて見たくないというこ
ともある一方、被害者の方とか御遺族の方には、そういう現実をちゃんと分かった
人に刑を決めてほしいと考える方もおられることも真実なものですから、精神的な
ストレスを感じさせないで、かつ、写真等を見たのと同じような効果が得られる証
拠の方法は何かということ、これからの模索だとは思いますが、私どもも
努力していきたいなと思いました。

最後に3つ目でございますけれど、職務の負担について、全員の方がほとんど負
担がないとおっしゃっていただきました。しかし、お話を伺っていると、例えば、
職場でちゃんと同僚の方と調整をされたとか、上司の方ともちゃんと連絡を取って
事前に準備をされて裁判に参加されているということでした。これまでもお聞きし
て知ってはいたことでしたが、本日、皆さまからそのことを生でお聞きして、本当
なんだなと思い、それで、この裁判員制度というのは、国民の皆さまの協力があっ
ての賜物なんだなと、実感いたしました。

本日は、本当にどうもありがとうございました。また、今後ともどうぞよろしく
お願いいたします。

(司会者)

鈴木検察官、お願いいたします。

(検察官)

はい。我々検察官とか、多分弁護士さんもそうだと思うんですけど、評議ってい
うのはどうやってやってるってのは見ることはできないので、どういうふうにや
っているのかなといつも思ってたんですけど、今日皆様のお話しされている様子を
伺って、何となくその、こんなふうに一生懸命というところちょっと失礼なんですけれ
ど本当に真剣に向き合っていていただいて評議されてらっしゃるんだなと、何となくイ
メージがついて今後担当していく上で参考になることがたくさんあったと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(司会者)

それでは弁護士さんお願いいたします。

(弁護士)

はい。それでは、本日は本当にありがとうございました。

私が一番印象に残ったのは証拠調べの方法で裁判所の方からお話がいろいろあったところで皆さんがお話しされてるところで、例えばあの漠然としたイメージなんですけども、私たちなんかだと検察官側の証拠だからこう、弁護側の証拠だからこう、みたいな感じのなか、こういった画面というか一方的な方向性を持って、その証拠っていう見方というか向き合っていくのかなと思うんですけれども、お話を伺っているとどちらが出した証拠とか、そういうんじゃなくてその証拠自体を中立的というか、その物として、証人にしても文章にしても受け取っておられるように感じられたところが、この制度の大きな一つの意味なのかなというふうに思いました。

感想は以上です。ありがとうございました。

(司会者)

それでは、ほぼ時間もまいりましたのでよろしゅうございましょうか。

もし何かこれ以上お話ししたいことがないようでしたら、これで定刻をもって終わらせていただきたいと思います。

私自身といたしましても全く考えていなかったことについて、いろいろな面で違う御意見をお伺いさせていただいた思いでいっぱいでございます。できること、できないこと、あろうかと思えますけれども、できる限り少しでも良い運用になります様に努力してまいりたいと思います。

本日はどうも本当にありがとうございました。それでは、これで意見交換会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以 上